明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔法　律〕
○都市緑地法等の一部を改正する法律（二六）　四
○電波法及び電気通信事業法の一部を改正する法律（二七）　一三
○医療分野の研究開発に資するための匿名加工医療情報に関する法律（二八）　一七
〔条　約〕
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書（八）　三三
〔告　示〕
○労働力調査規則に基づく、調査票の様式を定める件（総務一六四）　五一
○千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表（日本国の譲許表）の修正及び訂正に関する確認書に附属する譲許表の修正及び訂正の効力発生に関する件（外務一六六）　五五
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務一三七～一四四）　五五
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同一四五）　六二
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同一四六～一四八）　六五
〔官庁報告〕
官庁事項
水産基本計画の変更について（農林水産省）　六六
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　一〇七
特殊法人等
国立研究開発法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、中日本高速道路株式会社工事開始、西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、特定計量器型式承認、土地家屋調査士名簿登録等、税理士登録者、厚生年金基金解散・清算人就任、企業年金基金設立関係　一一二
地方公共団体
教育職員免許状取上げ処分、行旅死亡人関係　一二三
会社その他
会社決算公告　一二五

本号で公布された法令のあらまし

◇都市緑地法等の一部を改正する法律（法律第二六号）（国土交通省）

一　都市緑地法の一部改正関係

1　「緑地」の定義に、農地が含まれることを明確化することとした。（第三条関係）

2　市町村が定める緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画の記載事項に、都市公園の管理の方針及び生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項を追加することとした。（第四条関係）

3　緑化地域における建築物の緑化率の最低限度は、一〇分の二・五を超えてはならないこととした。（第三四条及び第三五条関係）

4　市民緑地を設置管理しようとする者は、市町村長に市民緑地設置管理計画の認定を申請できること等とした。（第六〇条～第六八条関係）

5　緑地管理機構の指定権者を都道府県知事から市町村長に改め、指定対象に都市における緑地の保全及び緑化の推進を図ることを目的とする会社等を加え、その名称を緑地保全・緑化推進法人に改めることとした。（第六九条関係）

二　都市公園法の一部改正関係

1　都市公園の管理は、維持修繕に関する技術的基準に適合するように行うこととするとともに、地方公共団体は、都市公園の管理の方針に関する事項が定められた基本計画に即して都市公園の管理を行うよう努めることとした。（第三条の二関係）

2　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律に基づく選定事業として行う公園施設の設置管理の期間は、当該選定事業に係る契約期間内において公園管理者が定める期間とすることとした。（第五条関係）

3　公園管理者は、飲食店、売店等の公園施設の設置管理（園路、広場等の建設を併せて行うものに限る。）の許可を申請できる者を、公募により決定することができること等とした。（第五条の二～第五条の九関係）

4　保育所その他の社会福祉施設を占用許可の対象として追加することとした。（第七条関係）

5　公園管理者は、都市公園の利用者の利便の向上を図るために必要な協議を行うための協議会を組織できることとした。（第一七条の二関係）

三　都市開発資金の貸付けに関する法律の一部改正関係

国は、地方公共団体が、公募対象公園施設等の建設に要する費用に対して資金の貸付けを行うときは、当該地方公共団体に対し、その資金の一部を貸し付けることができることとした。（第一条関係）

四　生産緑地法の一部改正関係

1　市町村は、公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して必要があると認めるときは、生産緑地地区の区域の規模に関する条件を、条例で別に定めることができることとした。（第三条関係）

2　生産緑地地区における設置許可の対象となる施設として、生産緑地地区において生産された農産物等を主たる材料とする料理の提供の用に供する施設等を追加することとした。（第八条関係）

3　市町村長は、生産緑地地区に関する都市計画の告示の日から起算して三〇年を経過する日（以下「申出基準日」という。）が近く到来することとなる生産緑地のうち、当該申出基準日以後においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを、特定生産緑地として指定することができることとし、指定を継続する必要があると認めるときは、その指定の期限を延長することができること等とした。（第一〇条の二～第一〇条の六関係）

五　都市計画法の一部改正関係

1　田園住居地域は、農業の利便の増進を図りつつ、これと調和した低層住宅に係る良好な住居の環境を保護する用途地域とすることとし、都市計画に建築物の建蔽率、壁面の後退距離の限度及び建築物の高さの限度を定めることとした。（第八条及び第九条関係）